

第2－2編 河川編

第1章 築堤・護岸

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、根固め工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 河川土工、軽量盛土工は、道－1－1－3－3第2項河川土工、第2－1編第1章第11節軽量盛土工の規定による。
3. 地盤改良工、構造物撤去工、仮設工は、第2－1編第1章第7節地盤改良工、第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。
4. 本章に特に定めのない事項については、工事請負共通仕様書（共通編）、工事請負共通仕様書（道路・河川土木工事編）の規定による。
5. 受注者は、河川工事においては、気象情報を十分把握するとともに水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
6. 受注者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の最新の基準等による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合または、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

国土交通省	仮締切堤設置基準（案）
国土交通省	河川砂防技術基準（案）同解説
日本河川協会	改定 解説・河川管理施設等構造令

第3節 護岸基礎工

道－2－1－3－1 一般事項

本節は、護岸基礎工として作業土工、法留基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。

道－2－1－3－2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、道－1－1－3－3第4項作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

道－2－1－3－3 基礎工

基礎工の施工については、道－1－1－4－3基礎工（護岸）の規定による。

道－２－１－３－４ 矢板工

矢板工の施工については、道－１－１－３－４ 矢板工の規定による。

道－２－１－３－５ 土台基礎工

土台基礎工の施工については、道－１－１－４－２ 土台基礎工の規定によるものとする。

第４節 矢板護岸工

道－２－１－４－１ 一般事項

本節は、矢板護岸工として作業土工、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。

道－２－１－４－２ 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、道－１－１－３－３ 第４項作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

道－２－１－４－３ 笠コンクリート工

1. 笠コンクリートの施工については、工事請負共通仕様書（共通編）第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
2. プレキャスト笠コンクリートの施工については、道－１－１－５－３ コンクリートブロック工の規定によるものとする。
3. 受注者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。
4. プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないように施工しなければならない。

道－２－１－４－４ 矢板工

矢板工の施工については、道－１－１－３－４ 矢板工の規定による。

第５節 法覆護岸工

道－２－１－５－１ 一般事項

1. 本節は、法覆護岸工としてコンクリートブロック工、護岸附属物工、石積（張）工、植生工、覆土工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、法覆護岸工のコンクリート施工に際して、水中打込みを行ってはならない。
3. 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、目地の施工位置は**設計図書**のとおりに行わなければならない。
4. 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。
5. 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。また、シートの敷設方向及び重ね合わせ及び端部の接着はがれ、はく離等のないように施工しなければならない。

道－２－１－５－２ コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、道－１－１－５－３ コンクリートブロック工の規定による。

道－２－１－５－３ 護岸付属物工

- １．横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、工事請負共通仕様書（共通編）第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
- ２．小口止矢板の施工については、道－１－１－３－４ 矢板工の規定による。
- ３．プレキャスト横帯コンクリート、プレキャスト小口止、プレキャスト縦帯コンクリート、プレキャスト巻止コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。

道－２－１－５－４ 石積（張）工

石積（張）工の施工については、道－１－１－５－４ 石積（張）工の規定による。

道－２－１－５－５ 植生工

植生工の施工については、道－１－１－３－５ 植生工の規定による。

道－２－１－５－６ 覆土工

覆土工の施工については、道－１－１－３－３ 第２項河川土工の規定による。

第６節 擁壁護岸工

道－２－１－６－１ 一般事項

本節は、擁壁護岸工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。

道－２－１－６－２ 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、道－１－１－３－３ 第４項作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

道－２－１－６－３ 場所打擁壁工

場所打擁壁工の施工については、工事請負共通仕様書（共通編）第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

道－２－１－６－４ プレキャスト擁壁工

- １．受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。
- ２．受注者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、**設計図書**によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。

第7節 根固め工

道－2－1－7－1 一般事項

1. 本節は、根固め工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、捨石工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、根固め工の施工について、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、監督職員と**協議**し、これを処理しなければならない。

道－2－1－7－2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、道－1－1－3－3 第4項作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

道－2－1－7－3 根固めブロック工

1. 受注者は、根固めブロック製作後、製作数量等が**確認**できるように記号を付けなければならない。
2. 受注者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。
3. 受注者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。
4. 受注者は、根固めブロックを乱積施工する場合には噛み合わせを良くし、不安定な状態が生じないようにしなければならない。
5. 受注者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。
6. 受注者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。

道－2－1－7－4 間詰工

1. 間詰コンクリートの施工については、工事請負共通仕様書（共通編）第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
2. 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。

道－2－1－7－5 捨石工

1. 受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、表面に大きな石を選び施工しなければならない。
2. 受注者は、施工箇所において、波浪及び流水により捨石基礎に影響がある場合は施工方法について、監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、施工箇所における河川汚濁防止に努めなければならない。
4. 受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凸凹や粗密が発生しないように潜水土又は測深器具をもって捨石の施工状況を**確認**しながら施工しなければならない。
5. 受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面にゆるみがないよう施工しなければならない。

6. 受注者は、遺方を配置し、貫材、鋼製定規を用いて均し面を平坦に仕上げなければならない。

第2章 浚渫（河川）

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における浚渫工（グラブ浚渫工、ポンプ浚渫工、バックホウ浚渫工、クラムシェル浚渫工）、浚渫土処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 仮設工は、第2－1編第1章第10節仮設工の規定による。
3. 本章に特に定めのない事項については、工事請負共通仕様書（共通編）、工事請負共通仕様書（道路・河川土木工事編）の規定による。
4. 受注者は、河川工事においては、気象情報を十分把握するとともに、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 浚渫工

道－2－2－2－1 一般事項

1. 本節は、浚渫工、水上運搬工、揚泥工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下の妨げにならないよう、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
4. 受注者は、浚渫工の施工について、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督職員に**連絡**するとともに、速やかに取り除かなければならない。
5. 受注者は、浚渫工の施工において、潟水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。
6. 受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河川汚濁等についての対策を講じなければならない。
7. 受注者は、**施工計画書**において、工事に使用する主要機械や船舶の名称、規格、使用年数等と作業計画、使用期間等の概要を明らかにしなければならない。
8. 受注者は、工事着手前に、各測点の横断測量を実施してその結果を監督職員に**提出**しなければならない。
9. 受注者は、大雨又はその他の要因により河川が増水した時、現場を適時巡回して河川の状況等を監督職員に**連絡**しなければならない。また、仮栈橋等に引っ掛かったゴミ等は、流水を阻害しないように受注者において撤去して処分しなければならない。

道－２－２－２－２ グラブ浚渫工、ポンプ浚渫工、バックホウ浚渫工、クラムシェル浚渫工

- １．受注者は、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、これらの処理について速やかに監督職員と**協議**しなければならない。
- ２．受注者は、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、速やかに監督職員と**協議**しなければならない。
- ３．受注者は、施工中は絶えず水位の変動に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。
- ４．受注者は、浚渫の作業位置を随時**確認**できるようにし、監督職員が要した場合は、平面図にその位置を示さなければならない。
- ５．受注者は、使用する浚渫船の固定、排送管の布設に、堤防、護岸、水制等に損傷を与えないようにしなければならない。
- ６．受注者は、橋梁その他構造物等の周辺で浚渫作業を行う場合において、それらに損傷を与えないよう特に慎重に実施しなければならない。
- ７．受注者は、浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、余堀りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において余堀りした場合は、出水時に影響のないように埋戻さなければならない。
- ８．受注者は、排送管を水上に設置する場合は、航行する船舶に支障のないようにしなければならない。
- ９．受注者は、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水等を生じないように施工しなければならない。
- １０．受注者は、出来高数量の**確認**については、搬入伝票又は着手前と浚渫後の河底高を測定して行うものとし、測定については原則として監督職員**立会**のうえで実施しなければならない。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の**確認**ができない場合には、排土箇所の実測結果により**確認**するものとする。この場合、浚渫土砂の沈下で**確認**された場合には、この沈下量を含むものとする。
- １１．受注者は、**設計図書**に示す浚渫計画断面のほかに過堀りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。
- １２．受注者は、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督職員の出来高確認済の部分を除き、再施工しなければならない。
- １３．受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業する場合は、台数、設置位置等を**施工計画書**に記載しなければならない。
- １４．受注者は、排土工にあたり浚渫土砂が、排土箇所场外に流出するのを防止するために必要な処置をしなければならない。
- １５．受注者は、排土箇所の表面に不陸の生じないようにしなければならない。
- １６．受注者は、排送管の保守にあたり、排送管からの漏水により、堤体に悪影響を与えないよう、又は付近が汚染されないようにしなければならない。

道－２－２－２－３ 水上運搬工

1. 水上運搬工とは、河床掘削土砂を曳舟、押船、土運搬船により受入地まで運搬する作業をいう。
2. 受注者は、**施工計画書**に使用する船舶の名称、規格、使用年数等と作業計画書、使用期間等の概要を明らかにしなければならない。
3. 受注者は、使用する土運搬船について、汚泥槽が密閉構造のものを使用するものとし、運搬中に漏出等を起こしてはならない。
4. 受注者は、航行に際して、関係法令を遵守する事はもとより、大阪海上保安監部、大阪港湾局、河川管理者（大阪府）等からの**指示**があれば、それに従わなければならない。また、一般水上交通もあるため、関係各機関と十分に連絡調整を行った上で実施しなければならない。

道－２－２－２－４ 揚泥工

1. 揚泥工とは、土運搬船により運搬された河床掘削土砂を直接揚土（揚泥船による揚土）、又はクレーン揚土（クレーンによる揚土）する作業をいう。
2. 揚泥については、**設計図書**によるものとする。

第３節 浚渫土処理工

道－２－２－３－１ 一般事項

本節は、浚渫土処理工として浚渫土処理工その他これらに類する工種について定める。

道－２－２－３－２ 浚渫土処理工

1. 受注者は、浚渫土砂を指定した浚渫土砂受入れ地に搬入し、運搬中において漏出等を起こしてはならない。
2. 受注者は、塵芥及び泥土の浚渫したものは適正な処理を施した後に**設計図書**に定められた指定地へ搬入しなければならない。
3. 受注者は、塵芥及び泥土を工事現場又は路面上に堆積させることなく速やかに運搬処分しなければならない。
4. 受注者は、浚渫土砂受入れ地の表面に不陸が生じないようにしなければならない。
5. 受注者は、浚渫土砂受入れ地の作業区域に標識等を設置しなければならない。

第3章 地下河川

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における立杭構築工、シールド工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、工事請負共通仕様書（共通編）、工事請負共通仕様書（道路・河川土木工事編）の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の最新の基準類によらなければならない。

土木学会	トンネル標準示方書・同解説 (シールド工法編、開削工法編)
土木学会	コンクリート標準示方書
日本下水道協会	シールド工事用標準セグメント
建設省	河川砂防技術基準（案）・同解説

第3節 立坑構築工

1. 受注者は、立坑の構造について土質条件・荷重条件等に基づいて強度計算・施工方法を検討の上、計算書・構造図を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、立坑の構築にあたって、シールドマシンの吊り込み・発進・到達等に支障のないよう、土留支保工を施工しなければならない。

第4節 シールド工

道-2-3-4-1 一般事項

1. 受注者は、工事の施工計画作成にあたって、土質、外圧及び掘削機能を十分検討した上、安全確実かつ能率的な構造及び設備を計画し、その**施工計画書**を監督職員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、地形、地層構成、地質、可燃性ガス、酸素欠乏、防火等の対策について十分検討した上、関係法令を遵守し安全な施工管理を行わなければならない。
3. 受注者は、地上及び地下構造物の損傷や変形に対処できるよう、詳細な調査を行いその処置方法の検討をしなければならない。
4. 受注者は、シールド掘進路線の全線にわたり、掘進前、掘進中、掘進後の路面、地下構造物、その他の諸施設の調査を行い監督職員に**報告**しなければならない。
5. 受注者は、シールド工事に関する施工報告書を作成し**提出**しなければならない。
6. 受注者は、シールド仮設備工の施工にあたって、道-1-1-10-16トンネル仮設備工の規定によらなければならない。

道－２－３－４－２ 一次覆工

- １．受注者は、シールド掘進作業にあたって、機種、工法、線形及び土質等に適した範囲を維持し、安全に施工しなければならない。
- ２．受注者は、掘進管理測定を行い監督職員に**報告**しなければならない。
- ３．受注者はセグメントの組立について、１ストロークのシールド掘削完了後、正しく所定の形状に組立なければならない。
- ４．受注者は、セグメントが変形及び破損しないように注意し、運搬中及び組立中に変形及び破損が認められた場合は使用してはならない。
- ５．受注者は、セグメントボルトについてボルト孔に目違いのないよう調整し、ボルト全数を十分に締め付けなければならない。また、シールド掘進により生ずるボルトのゆるみは必ず締め直さなければならない。
- ６．リング相互のセグメントは、千鳥配置を原則とする。
- ７．受注者が掘進の長期停止を行う場合には、掘進停止中の切羽管理方法等について計画し監督職員と**協議**すること。
- ８．一次覆工の蛇行誤差は、原則として水平垂直方向とも±50mmとし、これにより難い場合は、監督職員と**協議**すること。
- ９．一次覆工の真円誤差は、原則としてセグメント内径の１／100以内とし、これにより難い場合は、監督職員と**協議**すること。

道－２－３－４－３ 残土処分

- １．受注者は、残土処分の施工にあたっては、道－１－１－３－３第２項(7)残土処理工の規定及び下記の事項によらなければならない。
 - (1) 受注者は、搬出土砂の含水状態について適切な管理を行い、運搬時及び処分地先での受け入れ時に、支障をきたしてはならない。
 - (2) 受注者は、土砂の運搬にあたって、沿道住民、運搬時間帯等に十分配慮して運搬することは勿論、道路の第三者等に飛散や流出による影響を与えないようにしなければならない。

道－２－３－４－４ セグメント製作工

- １．受注者は、「シールド工事用標準セグメント」を使用する場合を除き、以下の規定によりセグメントを製作しなければならない。
- ２．セグメントは、土圧、水圧、その他の荷重に耐えるとともに掘進推力に十分対応できるものとし、受注者は、製作に先立ち、次の書類を監督職員に**提出**しなければならない。
 - (1) セグメント構造計画書
 - (2) セグメント製作及び試験要領書
 - (3) 製作工程表
- ３．セグメント製作は、品質管理が完全にできる設備を持ち、現場の工程に見合う製作能力を有する工場で作成しなければならない。

4. 受注者は、セグメントに関する検査及び試験を行い、成績表を監督職員に**提出**しなければならない。なお、試験に用いる供試体の抽出は、500リングに1リングを標準とする。
5. 受注者は、セグメントシール材の選定にあたって、シールドトンネルの機能を損なうことのない材料を選定した上、監督職員の**承諾**を得なければならない。また、シールドトンネルに漏水が見られた場合は、適切な防水処置を施さなければならない。

道－2－3－4－5 裏込注入工

1. 受注者は、裏込注入にあたって、裏込注入圧力がセグメントリングに及ぼす影響について検討の上、シールド掘進によりセグメントと地山の間にできた空隙に速やかに注入材を圧入して地山の崩壊、地表面の沈下等を防止しなければならない。その配合等については、監督職員の**承諾**を得なければならない。

道－2－3－4－6 シールド設備工

1. 受注者は、シールドマシンの製作にあたって、シールドマシン仕様検討書並びにシールドマシン製作書を監督職員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、シールドマシンの製作完了後、工場において工場検査を完了し、現場に搬入しなければならない。
3. 受注者は、掘進作業にあたって、シールドマシンを所定の位置に正確に据付け、掘進作業に着手しなければならない。

道－2－3－4－7 二次覆工

1. 受注者は、二次覆工にあたって所定の巻厚が確保できるような**施工計画書**を監督職員に**提出**しなければならない。また、構造計算書を監督職員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、覆工コンクリート打設に先立ち、セグメントの清掃を行って付着物を除去し、坑内の整備状況等について監督職員の**確認**を受けなければならない。
3. 受注者は、覆工コンクリートの打設にあたって、型枠内面にコンクリートが十分行き渡るようにしなければならない。また、骨材の分離を起こさないように締固めをしなければならない。

第4章 河川維持

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における巡視・巡回工、除草工、堤防養生工、構造物補修工、清掃工、撤去物処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 仮設工は、第2－1編第1章第10節仮設工の規定による。
3. 本章に特に定めのない事項については、工事請負共通仕様書（共通編）、工事請負共通仕様書（道路・河川土木工事編）の規定によるものとする。
4. 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

日本道路協会

道路維持修繕要綱

第3節 巡視・巡回工

道－2－4－3－1 一般事項

本節は、巡視・巡回工として河川巡視工その他これに類する工種について定める。

道－2－4－3－2 河川巡視工

1. 受注者は、巡視にあたり、**設計図書**に示す巡視に必要な物品及び書類を所持しなければならない。
2. 受注者は、巡視の実施時期について、**設計図書**に示す以外の時期に巡視が必要となった場合には、巡視前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、巡視途上において、河川管理施設及び河川管理に支障をきたす事実を発見した場合は、直ちに監督職員に**連絡**しなければならない。
4. 受注者は、巡視途上において、河川管理に関して一般住民等から**通報**を受けた場合は、直ちに監督職員にその内容を**連絡**しなければならない。
5. 受注者は、巡視結果について、別に定めた様式により監督職員に**提出**しなければならない。
6. 受注者は、**設計図書**で定めた資格を有する者を、河川巡視員に定めなければならない。

第4節 除草工

道－2－4－4－1 一般事項

本節は、除草工として堤防除草工、その他これに類する工種について定めるものとする。

道－2－4－4－2 堤防除草工

1. 受注者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。
2. 受注者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないよう施工するものとし、危険防止の対策を講じなければならない。
3. 受注者は、機械刈り取りを原則とし、機械刈り取りが出来ない箇所については、人力刈り取り又は抜き取りとする。
4. 受注者は、水面除草工については、人力抜き取りを原則とし、水切後指定地へ速やかに搬入しなければならない。
5. 受注者は、除草区域の集草を実施する場合には刈草が残らないように施工し指定地へ速やかに搬入しなければならない。

第5節 堤防養生工

道－2－4－5－1 一般事項

本節は、堤防養生工として、伐木除根工その他これらに類する工種について定める。

道－2－4－5－2 伐木除根工

1. 受注者は、伐木及び除根した木等をすべて適正に処理しなければならない。
2. 受注者は、河川管理施設を傷めないように施工しなければならない。また、除根後の凹部には、同等の材料で補修しなければならない。ただし、**設計図書**及び監督職員の**指示**した場合はこの限りではない。

第6節 構造物補修工

道－2－4－6－1 一般事項

本節は、構造物補修工としてクラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工その他これらに類する工種について定める。

道－2－4－6－2 材 料

クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルクについては**設計図書**によらなければならない。

道－2－4－6－3 クラック補修工

1. 受注者は、クラック補修工の施工については、水中施工を行ってはいけない。
2. 受注者は、下地処理及び清掃により不純物の除去を行った後、クラック補修の施工に着手しなければならない。
3. 受注者は、クラック補修箇所への充填材料は、確実に充填しなければならない。
4. 受注者は、使用材料及び施工方法については、**設計図書**及び監督職員の**指示**によらなければならない。

道－２－４－６－４ ボーリンググラウト工

1. 受注者は、ボーリンググラウト工の施工にあたっては、第２－１編第１章第７節地盤改良工の規定及び下記の事項によらなければならない。
2. 受注者は、ボーリンググラウト工の施工にあたっては、水中施工を行ってはならない。
3. 受注者は、注入中、堤体等にグラウト材の漏えいを認めたときには糸鉛、綿鉛、モルタルによりコーキングを行わなければならない。
4. 受注者は、追加グラウチングを行う必要が生じた場合は、追加孔の位置、方向、深度等について監督職員と協議しなければならない。

道－２－４－６－５ 欠損部補修工

1. 受注者は、補修方法について、設計図書に示す以外の施工方法による場合は、あらかじめ施工計画書にその理由、施工方法等を記載するとともに、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、施工前に欠損箇所の有害物の除去を行わなければならない。

第７節 清掃工

道－２－４－７－１ 一般事項

本節は、清掃工として塵芥処理工、水面清掃工その他これらに類する工種について定める。

道－２－４－７－２ 材料

塵芥処理工及び水面清掃工に使用する材料については、設計図書によらなければならない。

道－２－４－７－３ 塵芥処理工

受注者は、塵芥処理工の施工について、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

道－２－４－７－４ 水面清掃工

1. 受注者は、水面清掃工の施工について、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、ボート等で作業を行う場合は、救命胴衣の着用等の安全対策を講じなければならない。

第８節 撤去物処理工

道－２－４－８－１ 一般事項

本節は、撤去物処理工として運搬処理工その他これに類する工種について定める。

道－２－４－８－２ 運搬処理工

1. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。

2. 受注者は、殻及び発生材の受入れ場所及び時間について、**設計図書**に定めのない場合は、監督職員の**指示**を受けなければならない。

第5章 河川修繕

第1節 適用

1. 本章は、河川修繕として河川土工、軽量盛土工、堤脚保護工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 河川土工、軽量盛土工、仮設工は道－1－1－3－3第2項河川土工、道－1－1－11－2軽量盛土工、第2－1編第1章第10節仮設工の規定による。
3. 本章に特に定めのない事項については、工事請負共通仕様書（共通編）、工事請負共通仕様書（道路・河川土木工事編）の規定による。
4. 受注者は、河川修繕の施工にあたって、安全かつ円滑な施工により河道及び河川管理施設の機能を確保し施工しなければならない。
5. 受注者は、河川修繕の施工にあたっては、気象情報を十分把握するとともに、水位、潮位の観測を日頃から実施しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の最新の関係基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧
日本道路協会	道路維持修繕要綱
ダム・堰施設技術協会	ダム・堰施設技術基準(案)(同解説) (基準解説編・設備計画マニュアル編)
河川ポンプ施設技術協会	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説

第3節 堤脚保護工

道－2－5－3－1 一般事項

本節は、堤脚保護工として作業土工、石積工、コンクリートブロック工、境界工その他これに類する工種について定める。

道－2－5－3－2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、道－1－1－3－3第4項作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。

道－2－5－3－3 石積工

石積み工の施工については道－1－1－5－5石積（張）工の規定による。

道－2－5－3－4 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、道－1－1－5－3コンクリートブロック工の規定による。

道－２－５－３－５ 境界工

1. 境界工の施工については、第２－２編第１章第６節擁壁護岸工の規定によるものとする。
2. 受注者は、境界工の施工前及び施工後において、近接所有者の**立会**による境界確認を行うものとし、その結果を監督職員に**報告**しなければならない。
3. 受注者は、施工に際して近接所有者と問題が生じた場合、監督職員に**報告**するものとし、その処理について監督職員と**協議**しなければならない。

第４節 現場塗装工

道－２－５－４－１ 一般事項

1. 本節は、現場塗装工として付属物塗装工、コンクリート面塗装工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、現場塗装の施工管理区分については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、塗装仕様については、**設計図書**によらなければならない。
4. 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

道－２－５－４－２ 材料

現場塗装工事の材料については、道－１－１－３－２材料の規定による。

道－２－５－４－３ 付属物塗装工

付属物塗装工については、道－３－４－５－３ 現場塗装工の規定による。

道－２－５－４－４ コンクリート面塗装工

コンクリート面塗装工の施工については道－１－１－３－14コンクリート面塗装工の規定による。